

白色申告をしている方も、その年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2年後に課税事業者になりますので、速やかに税務署に「消費税課税事業者届出書」を提出します。

① 白色申告者の消費税負担

白色申告の方は、消費税の税金計算を行える程度の十分な帳簿書類等が備付けられていないと思われます。

消費税という税金は、帳簿に記録されている取引にもとづいて消費税額を計算する仕組みになっています。したがって、帳簿がない、あるいは帳簿があってもその記録内容に不備がある方は、思いもよらない多額の税金を納めることとなります。

1. 課税売上高が5,000万円超の方

基準期間の年の課税売上高が5,000万円を超える方は、一般課税により税金計算をしなければなりません。一般課税の場合、仕入れや諸経費等の支払いに課税された消費税額を、売上げ等に課税された消費税額から控除するための要件として、仕入れや諸経費等の支払いについて、帳簿および請求書等に法定記載事項が記入され、一定期間保存されていなければなりません。

したがって、仕入れや諸経費等の取引について帳簿記録がない場合には、仕入れや諸経費等に課税された消費税額の控除が認められませんので、売上げ等に課税された消費税額を納めることとなります。

【設例1】税込課税売上高が2,000万円で、税込課税仕入れが1,400万円の白色申告をしている事業者の場合、課税仕入れについて帳簿が備付けられていないと、一般課税による税負担は次のようになります。

	白色申告者	青色申告者
消費税額	761,800円	228,500円
地方消費税額	190,400円	57,100円
合計	952,200円	285,600円

2. 課税売上高が5,000万円以下の方

基準期間の年の課税売上高が5,000万円以下の方は、期限までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出すれば、簡易課税により税金計算をすることができます。簡易課税の場合には、帳簿や請求書等にもとづいて売上げ等の内容について事業区分ができなければ、一番不利なみなし仕入率により消費税額を計算することになります。

また、簡易課税を選択していない方は、「1. 課税売上高が5,000万円超の方」と同様に一般課税により納める消費税額を計算することになります。

【設例2】税込課税売上高が2,000万円で、白色申告をしている事業者の場合、課税売上高の事業区分が行われていないと、簡易課税による税負担は次のようになります。

(注) 本来、事業区分ができていれば課税売上高の内訳は次のとおりです。

- ・第1種事業（卸売業） 800万円（みなし仕入率90%）
- ・第2種事業（小売業） 1,000万円（みなし仕入率80%）
- ・第3種事業（製造小売業） 200万円（みなし仕入率70%）

	白色申告者	青色申告者
消費税額	228,500円	121,800円
地方消費税額	57,100円	30,400円
合計	285,600円	152,200円

② 青色申告のすすめ

白色申告をしている消費税の課税事業者は、記帳内容が不備であれば、とても不利な条件で消費税の納税をしなければなりません。

青色申告によって記帳すれば、所得税法上、白色申告者には適用されない専従者給与の支払い、青色申告特別控除65万円等の特典があります。

青色申告をする場合には、その年の3月15日まで(その年の1月16日以後新たに業務を開始した場合には、その業務を開始した日から2カ月以内)に、税務署に「青色申告承認申請書」を提出しなければなりません。